

不起訴処分を受けた時の指名停止処分の取扱いについて（お知らせ）

令和元年11月27日

本市の指名停止処分において、送検又は逮捕され不起訴となった場合の取扱いについて、以下のとおり見直しを行います。

なお、適用開始日は令和2年4月1日からとなります。

- 送検又は逮捕により指名停止処分となった後、本市が不起訴処分を確認した場合

<現行>

不起訴理由により以下のとおり
指名停止の解除を判断

嫌疑なし	解除
嫌疑不十分	解除
起訴猶予	解除しない

<見直し後>

不起訴理由にかかわらず指名停止
を解除

嫌疑なし	解除
嫌疑不十分	解除
起訴猶予	解除



- 「送検又は逮捕」と「不起訴処分」を本市が同時に確認した場合

<現行>

不起訴理由が不明，又は起訴猶予
の場合，指名停止とする

<見直し後>

不起訴理由にかかわらず指名停
止としない



問い合わせ先

財政局財務部契約課

管理係

直通 803-1194